

○白石町木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

平成30年4月1日

訓令乙第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内にある木造住宅の所有者等が耐震改修工事を実施するに当たり、これに要する費用の一部を補助することにより耐震化を促進し、震災に強いまちづくりに寄与することを目的に、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、白石町補助金等交付規則（平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 白石町木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成29年白石町訓令乙第45号）第2条に定める方法に基づき行うものをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断の結果、耐震化基準を満たしていない建物を、耐震化基準を満たすために必要な工事をいう。
- (3) 木造住宅 町内に所在する木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅をいう。（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）
- (4) 木造住宅の所有者等 木造住宅の所有者又は所有者に代わり耐震改修工事に要する経費を負担する親族等で、町長が所有者に準ずると認めるものをいう。
- (5) 町内事業者 町内に事業所を有する個人事業者又は町内に本店を有する法人事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、耐震改修工事を行う木造住宅の所有者等とする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 補助対象者は、税金等の滞納があってはならない。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象経費は、木造住宅の耐震改修工事に要する費用（以下「耐震改修工事費」という。）とする。

2 補助金額は、耐震改修工事費の額と延べ床面積に1平方メートル当たり33,500円を乗じて得た額のいずれか低い額に23パーセントの割合を乗じて得た額とし、34万5,000円を限度とする。

3 前項の補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、白石町木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 耐震診断結果の写し
- (3) 耐震補強計画書
- (4) 設計図書（配置図、平面図、立面図）
- (5) 附近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
- (6) 耐震改修工事費の見積書の写し

(7) 確認通知書の写し又は建築時期がわかるもの

(8) 建築物の所有者がわかるもの

(9) 町税完納証明書

(10) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第2項の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(3) 補助対象者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(4) 補助事業を行うために契約を締結する場合は、町内事業者と契約するように努めること。

2 規則第5条第1項第1号及び第3号の規定により町長に変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとする者は、白石町木造住宅耐震改修工事補助金交付変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、白石町木造住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、前条第2項の申請があったときは、白石町木造住宅耐震改修工事補助金交付変更(中止・廃止)通知書(様式第5号)により交付決定の内容を変更することができる。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、白石町木造住宅耐震改修工事実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

- (2) 耐震補強計画書に基づいて工事が実施されたことが確認できる書類
- (3) 耐震改修工事費の領収書の写し
- (4) 工事写真（施工前、施工中、施工後の木造住宅全景及び施工箇所）
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は事業実施年度の3月20日のいずれか早い期日とする。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、白石町木造住宅耐震改修工事補助金確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助対象者は、白石町木造住宅耐震改修工事補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

（交付決定の取り消し等）

第11条 町長は、補助対象者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、補助対象者が第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、白石町木造住宅耐震改修工事補助金取消通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還させることができる。

5 町長は、前項の規定により補助金を返還させる場合には、補助金返還命令書（様

式第10号)により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。